

# Mini Disclosure

—医師の多彩なライフスタイルを応援します—

## 医師信組の現況

平成27年度上半期 経営情報

(平成27年9月末現在)

石川県医師信用組合

# 現 況 の ご 報 告

## はじめに

組合員のみなさまには、平素より当組合の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年度上半期(平成27年4月1日～平成27年9月30日)における当組合の経営情報をとりまとめました。お取引のご参考にしていただければ幸いです。

今後もみなさま方のお役に立つ組合として、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 主要勘定について

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

勘定科目	平成26年9月末	平成27年9月末	増減
預金・積金	27,031,772	27,903,066	871,293
貸出金	4,119,948	4,060,319	△59,628
預け金	9,410,670	9,561,807	151,137
有価証券	16,258,625	17,390,866	1,132,241
経常収益(A)	167,826	164,331	△3,495
経常費用(B)	102,594	96,968	△5,626
経常利益(A-B)	65,231	67,363	2,131
業務純益	65,231	57,201	△8,030
中間純利益	46,294	51,073	4,778
組合員勘定 (うち出資金)	2,184,611 (118,313)	2,223,696 (115,324)	39,084 (△2,989)
組合員数	1,495人	1,516人	21人

\*記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 自己資本額及び自己資本比率について

(単位：千円・%)

	平成26年9月末	平成27年9月末	増減
自己資本額	2,197,236	2,228,096	30,860
自己資本比率	23.58	25.36	1.78

自己資本比率とは、総資産に対する自己資本の割合を示すもので、金融機関の健全性や安全性を評価するうえで重要な指標として用いられております。

自己資本比率の水準は、当組合のように国内のみで営業を行う金融機関の場合(国内基準)は4%以上、海外にも営業拠点を有する金融機関の場合(国際統一基準)は8%以上を維持することが求められています。

従来の自己資本比率は、分母を信用リスク、オペレーショナルリスク等の合計額(リスク・アセット)、分子を出資金や内部留保等で構成する質の高い自己資本としての基本的項目(Tier 1)とそれ以外の補完的項目(Tier 2)の合計額として算出しましたが、新国内基準では、事業を継続する中で、損失を吸収できる質の高い資本のみで構成される資本(コア資本)を分子として算出します。

新基準で算出した当組合の平成27年9月期(仮決算)におきましては、自己資本額は2,228百万円、自己資本比率25.36%となり、国際基準の8%、国内基準の4%を遥かに上回っており、当組合の財務基盤は盤石であります。

景気はまだまだ低迷状況にあり、当組合を取巻く環境も厳しさを残しておりますが、今後も皆様方に良質な金融サービスを提供できますよう、経営の健全性確保と基盤強化に役職員一同、努力を重ねてまいります。

組合員の皆様には、一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

従来(平成19年3月期～)

新国内基準(平成26年3月期～)





#### 4. 銀行勘定における金利リスクについて

金利リスクはとってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引き受け、コントロールしていくものと認識しています。その一方で、リスクは経営体力(自己資本)の範囲内に抑制すべきものでもあります。

当組合では、リスクが過大になっていないか、自己資本に見合っているか等定期的な評価・計測を行い、適宜、対策を講じる態勢としております。

具体的には、過去5年間の金利変動データに基づき統計処理(1%・99%タイル値)によって計測される金利ショックに対する経済価値の増減額を経営陣へ報告を行うなど、資産、負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)について、金利変動により発生するリスク量を見るものです。金利リスク量は想定する金利変動幅によって結果は異なります。

なお、お客様のご要望により随時払い出すことのできる要求払預金(普通預金等)には明確な金利改定間隔がありません。当組合では、要求払預金のうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、要求払預金の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。

平成27年3月期

	金利リスク
金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	216百万円

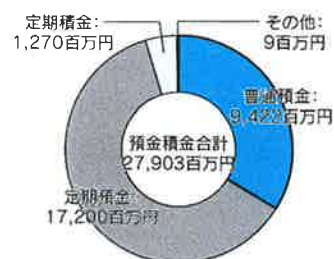
平成27年9月期

	金利リスク
金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	221百万円

#### 5. 預金種目別残高

(単位：百万円)

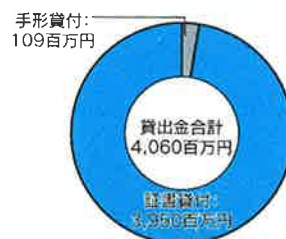
科 目	平成26年9月末		平成27年9月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	8,800,224	32.56	9,432,384	33.80
定 期 性 預 金	18,231,548	67.44	18,470,682	66.20
合 計	27,031,772	100.00	27,903,066	100.00



#### 6. 貸出金の種類別残高

(単位：百万円)

科 目	平成26年9月末		平成27年9月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	200,578	4.87	109,940	2.71
証 書 貸 付	3,919,370	95.13	3,950,379	97.29
合 計	4,119,948	100.00	4,060,319	100.00



#### 7. 有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年9月末		平成27年9月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,369,240	8.42	1,398,110	8.04
地 方 債	4,123,275	25.36	4,834,586	27.80
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	10,045,909	61.79	9,936,280	57.13
株 式	13,290	0.08	16,620	0.10
そ の 他 の 証 券	706,910	4.35	1,205,270	6.93
合 計	16,258,625	100.00	17,390,866	100.00



## 8. 有価証券の時価情報

### ●満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	平成26年9月末			平成27年9月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時 価 が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	149,873	154,295	4,421	149,952	151,665	1,712
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	659,999	665,533	5,533	840,000	843,063	3,063
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	809,873	819,828	9,954	989,952	994,728	4,775
時 価 が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	200,000	199,900	△100	100,000	99,915	△85
	そ の 他	100,000	97,060	△2,940	200,000	194,620	△5,380
	小 計	300,000	296,960	△3,040	300,000	294,535	△5,465
合 計		1,109,873	1,116,788	6,914	1,289,952	1,289,263	△689

- (注) 1. 時価は、当事業年度における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### ●その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	平成26年9月末			平成27年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	11,190	10,650	540	14,520	10,650	3,870
	債 券	14,229,522	13,636,197	593,325	13,693,607	13,022,487	671,120
	国 債	1,369,240	1,307,855	61,384	1,398,110	1,307,476	90,633
	地 方 債	3,874,262	3,700,158	174,103	4,290,017	4,087,932	202,085
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	8,986,020	8,628,183	357,836	8,005,480	7,627,078	378,401
	そ の 他	606,910	600,000	6,910	512,020	500,000	12,020
	小 計	14,847,622	14,246,847	600,774	14,220,147	13,533,137	687,010
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	299,030	299,903	△873	1,385,415	1,395,663	△10,247
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	99,140	99,903	△763	394,615	397,405	△2,789
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	199,890	200,000	△110	990,800	998,258	△7,458
	そ の 他	—	—	—	493,250	500,000	△6,750
	小 計	299,030	299,903	△873	1,878,665	1,895,663	△16,997
合 計		15,146,652	14,546,751	599,900	16,098,813	15,428,801	670,012

- (注) 1. 時価は、当事業年度における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### ●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：千円)

項 目	平成26年9月末	平成27年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非 上 場 株 式	2,100	2,100
非 上 場 外 国 証 券	—	—
合 計	2,100	2,100

## 9. 金融再生法開示債権の状況

不良債権に関わるディスクロズとして、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」に基づき査定(平成27年3月末)した開示債権があります。同年9月末現在の残高は次のとおりとなっております。

(単位:千円・%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)= (B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成27年3月末	7,552	—	7,552	7,552	100.00	100.00
	平成27年9月末	100	—	100	100	100.00	100.00
危 険 債 権	平成27年3月末	53,328	—	53,328	53,328	100.00	100.00
	平成27年9月末	50,892	—	50,892	50,892	100.00	100.00
要 管 理 債 権	平成27年3月末	22,594	14,660	2,162	16,822	74.45	27.24
	平成27年9月末	20,914	13,148	2,001	15,149	72.43	25.76
不 良 債 権 計	平成27年3月末	83,474	14,660	63,042	77,702	93.08	91.61
	平成27年9月末	71,906	13,148	52,993	66,141	91.98	90.18
正 常 債 権	平成27年3月末	4,072,469					
	平成27年9月末	4,075,893					
合 計	平成27年3月末	4,155,943					
	平成27年9月末	4,147,799					

\*記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

## 10. 顧客保護等管理方針

### 1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取組みます。

### 2. お客様への説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

### 3. お客様からのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客様からのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

### 4. お客様の情報管理について

(1)当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。

(2)当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

### 5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱いやお客様への対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

## 11. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

### ① 中小企業の経営支援に関する取組み方針

お客様からの、貸付の条件の変更等のご相談・お申込み等に迅速かつ適切にお応えすることができるよう努めてまいります。

1. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応します。
2. 貸付の条件変更等の申込みに際しては、関係する他の金融機関等と連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組みへの積極的な支援を実施いたします。
3. お客様の抱える問題や課題に対しては、お客様の立場に立ち、最適な解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の発揮に努めます。
4. 同法の期限到来後の取組みについては、全役職員への周知を徹底し、当組合全体として金融の円滑化に努めます。

### ② 態勢整備の状況について

#### ■自組合内で推進するために行った態勢整備状況について

金融円滑化法に則り、債務者に対する経営相談・経営指導の強化に向けた取組みとして融資診断の通信講座を受講(役席者3名、融資担当者1名)、及び資格取得など態勢整備を図っています。

《コンサルティング・アドバイザーの資格取得に係る通信講座の受講》

- ・通信講座「理論と実践の企業格付診断」 4名
- ・CLA融資査定診断士 3級資格の取得 1名
- ・医療経営士 3級資格の取得 1名
- ・医療経営士 2級資格の取得 1名

### ③ 取組状況

■当組合は、石川県下の医療界を背景とした業域信用組合として、開業医や勤務医の先生方に医療経営に関する事業の発展に寄与すると共に地域住民の医療及び健康管理に貢献することを経営理念・方針に掲げ石川県医師会をはじめ各郡市医師会と連携して、充実した金融・情報サービスを提供しております。

### ④ 地域の活性化に関する取組状況

#### ■融資を通じた地域貢献

石川県下の医療界を背景とした業域信用組合として医療経営を積極的に支援し、「地域医療」の発展に貢献致します。

* 貸出先数	213先	貸出残高	4,060,319千円
		<使途別貸出残高>	
		運転資金	941,582千円
		設備資金	2,680,647千円
		個人消費その他	438,090千円
		計	4,060,319千円

#### \* 代理貸付業務

福祉医療機構 21先 貸出残高 437,305千円

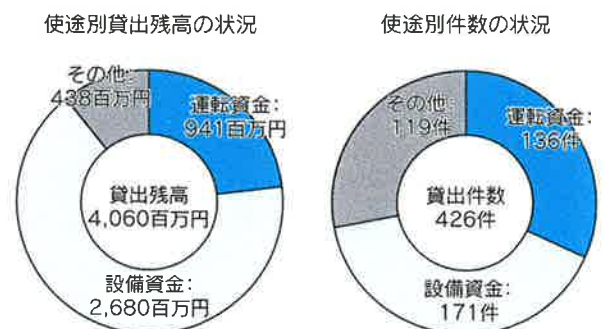
#### \* 災害復興支援融資

取扱高 10件 83,500千円(現在高 3件 6,339千円)

#### \* 産科医療機関支援融資

取扱高 6件 55,000千円(現在高 2件 10,424千円)

(平成27年9月30日現在)



## ■地域へのサービスの充実度

### (1) 店舗の設置数

本店、1店舗の営業です。

### (2) 情報提供活動

ディスクロージャー誌(ミニディスクロージャー誌含む)を全組合員にお届けしております。

石川県医師会報に情報を掲載しております。

### (3) 石川県医師信用組合ホームページのご案内

<http://www.ishikawa.med.or.jp/sinkumi/>

石川県医師信用組合のホームページでは、商品やサービス、財務情報等、様々な情報をご覧いただけます。



## 12. 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

### 1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

### 2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### 3. 取引の未然防止を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

※上記の5項目は、犯罪対策閣僚会議(政府)の下に設置されている暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが取りまとめた指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に示された反社会的勢力による被害を防止するための基本原則です。



### 13. 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足頂けるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申出ください。

\* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

**当組合へのお申出先**  
 苦情等受付窓口をお願いいたします。  
 〈窓口〉 住 所：石川県金沢市鞍月東2丁目48番地  
 電話番号：076-239-0126  
 受付時間：午前9時から午後5時  
 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています(詳しくは、当組合の苦情等受付窓口へご相談ください。)

名 称	しんくみ相談所((一社)全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電 話 番 号	03-3567-2456
受 付 日 間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



金沢弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合苦情等相談窓口またはしんくみ相談所へお申出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申出することも可能です。

名 称	金沢弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒920-0912 石川県金沢市大手町15-15	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	076-221-0242	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～17:00

## 14. 融資基本方針

当組合は、医業域信用組合として、医業間の協調精神、相互扶助の精神に基づき、金融を通して医業の経営安定、医師の多彩なライフスタイルを応援するとともに、地域医療の発展に貢献することを基本理念としています。この実現のため、経営の健全性の確保に努め、経営基盤の強化を図り、良質な金融サービスの提供に努めます。

### 1. 融資の対象

石川県医師会の会員で、開業医や勤務医の先生方等を対象としています。

### 2. 自己責任

自己責任原則に基づくリスク管理は金融機関としての基本であり、全ての融資に信用リスクが存在することを認識し、自己責任において融資業務の健全性と適切性を確保します。

### 3. コンプライアンス

融資業務を遂行するに際しては、各種法令を遵守し、社会的規範に、悖<sup>もと</sup>ることのないよう常に誠実かつ公正に行動します。

### 4. 健全な融資慣行の確立

融資は、融資先の経営状況、資金使途、回収可能性等を、総合的に判断して行うものであり、事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資、また、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立に努めます。

### 5. 説明責任

融資に関する顧客への説明については、ルールを明確化し、的確な説明のできる態勢を整備して、説明責任に十分留意した営業活動を行います。

### 6. ポートフォリオ管理

貸出資産のポートフォリオ管理を的確に実施し、与信集中による信用リスクのコントロールに努めます。

### 7. 適正な収益の確保

一時的な成果にとらわれることなく、長期的な視野で判断して、資産を安全に運用し、適正な収益を確保します。

### 8. 資産の健全化

融資先の実態把握により適切な自己査定を実施し、資産の健全性の維持・向上を図ります。

